

満年齢で措置解除となった児童養護施設退所者へのアフターケア

—支援内容や支援時期による事例分析—

○ 大阪府立大学 氏名 伊藤嘉余子 (3930)

キーワード：児童養護施設 アフターケア 満年齢での措置解除

1. 研究目的

児童養護施設を退所後、自分の家族を頼ることができない中で、社会的に自立した生活を営まなければいけないという状況は、退所者にとって経済的にも精神的にも非常に厳しい現実であるといえよう。2005（平成17）年の児童福祉法改正によって、児童養護施設退所者のアフターケアが児童養護施設業務として位置づけられた。しかし、実践のための費用の保障や人材配置などの整備はされておらず、退所者のニーズに十分応えることのできるような状況ではないといえよう。また、何をもちいてアフターケアとするのか、行うべき支援の内容や方法、主たる担当者などアフターケアを実践するための体制について明らかにされてはいない。そこで、本研究では、アフターケアの実践事例について分析を行い、行われている支援内容や時期、ケース特性、主たるアフターケア担当者等の各要素の関連性等について検証することを目的とした。

2. 研究の視点および方法

30ヶ所の児童養護施設の協力を得て、2009年度内にアフターケアを行った事例（120事例）を収集した。そのうち今回は、「家庭復帰ケース（32事例）」と「他施設に措置変更ケース（21事例）」を除く「満年齢での措置解除（中卒・高校中退を含む）→就職・進学ケース（67事例）（以下「満年齢で措置解除ケース）」のみを対象として分析を行った結果を報告する。

満年齢で措置解除ケースのアフターケアについて、「退所からの年数による特性」と「支援内容（支援のきっかけ）の違いによる特性」の2つの視点から分析を行った。分析に際しては、徹候発見的アプローチに基づく内容分析（content analysis）を用いた。アフターケアを担当した職員による記述内容をフリーフローイング・テキストとし、行われた支援内容ごとに切片化し、コーディングを行った。

3. 倫理的配慮

収集した事例については、施錠できる研究室内に施錠できる書類ケースを用意し、厳重に保管した。事例を分析した結果について学会での研究発表や雑誌等での論文という形で公表する予定であること、その際には施設や個人が特定されないよう万全の注意を払うこと等について、調査の目的・趣旨とともに調査依頼文書に明記した。調査票の返送及び事

例記入によって調査趣旨および結果の公表等について了承を得たものと判断した。また事例分析結果について、調査に協力いただいた施設にフィードバックし、内容や公表の方法について確認し了承を得た。

4. 研究結果

(1) 定期的支援（34件）の概要

支援の方法・手段	職場訪問、家庭訪問、施設での相談面接、電話・メールの活用
直接的支援の内容	状況把握（本人/家族）、相談、助言・指導・提案等、精神的ケア
環境調整（間接的支援）	職場・大学等への説明/依頼等、家族関係調整、地域関係調整

(2) 危機介入的支援（32件）の概要

相談の主訴	「就労支援」9、「メンタル」8、「家族問題」6、「金銭問題」4、「人間関係」3、「自殺」2
相談もと	「本人」15、「他機関等」7、「職場・学校」5、「知人」3、「家族」2
アフターケア担当者	「元担当職員のみ」18件、「FSWのみ」6件、「元担当職員&FSW」4件 など

5. 考察

(1) 定期的支援

- ・退所後1年以内に重点的に支援を行い、生活を軌道にのせたいという強い意図がある
→時系列にそった形でのガイドライン作成が有効か？
- ・積極的かつ多面的な状況把握が非常に重要である
→退所者の状況把握ができるようなアフターケア用のチェックリストは有用か？

(2) 危機介入的支援

- ・職場や学校における人間関係トラブル事例は「退所後1年未満ケース」のみに集中
→1年以内の定期的支援における状況把握や相談支援の重要性が示唆された
- ・退所後1年未満の全ケースで「元担当職員」が支援の主たる役割を担っていた
→退所者にとっての元担当職員の重要性、職員-退所者間の人間関係の重要性
- ・退所者本人から直接相談に来るケースは退所後2年目以降、激減する
- ・借金や詐欺被害などの金銭トラブル事例は2年目以降（1年目にはあまりない）
→リービングケアや1年目の定期的支援における金銭管理指導の重要性

本研究は、2009-2011年度科学研究費補助金事業（若手研究（B））「児童養護におけるアフターケア：その援助概念と方法の検討」（主任研究者：伊藤嘉余子）の成果の一部を報告するものです。ご多忙の中、調査にご協力下さいました児童養護施設の皆様に深謝いたします。